

転出証明書交付申請書(郵便請求用)

異動する方の中にマイナンバーカードや住基カードをお持ちの方がいない場合の書式

令和 年 月 日

異動する方の氏名 ※自分も含めて転出する人を全員記入して下さい。	生年月日	有効中の マイナンバーカード または住基カード
	西暦・大・昭・平・令 ・ ・	有 ・ 無
	西暦・大・昭・平・令 ・ ・	有 ・ 無
	西暦・大・昭・平・令 ・ ・	有 ・ 無
	西暦・大・昭・平・令 ・ ・	有 ・ 無
	西暦・大・昭・平・令 ・ ・	有 ・ 無
異動前の住所	静岡県湖西市	
異動後の住所		
異動後の世帯主氏名		
転出年月日	令和 年 月 日(郵送の場合、未来の日付は不可)	

記入漏れの項目がある場合、受付できませんので必ず漏れないように記入してください。

申 請 者	住所	<input type="checkbox"/> 上記の住所と同じ	
	氏名(※)	※手書きの署名または記名押印 ※外国籍の方は在留カードどおり アルファベットで署名してください	
	生年月日	西暦・大・昭・平	年 月 日
	電話番号	※日中連絡できる場所	

同封書類	<input type="checkbox"/> 申請者の本人確認書類(運転免許証など)のコピー <input type="checkbox"/> 切手を貼付した返信用封筒 ※送付先は上記に記入した異動後の住所に限ります。代理人や勤務先、異動前の住所等には送ることができません。 →入っていない場合、転出証明書をお送りできません。封筒と切手を追加で送っていただくことになってしまいますので、必ず同封してください。
------	--

備考欄	夫婦の片方のみが転出する場合などは理由を記入してください。
-----	-------------------------------

申請書を送付する前に、必ず2枚目の注意事項等をお読みください。

重要

新しい住所を誤って記載して申請された場合、転出証明書が市役所に戻ってくる場合があります。その場合、遠方にお住まいだったとしても、本人確認書類をお持ちのうえ、**湖西市役所まで転出証明書を受け取りにきていただくこととなります。**申請書を送付する前に、記載した新住所にお間違いがないか、**确实にお確かめください。**また、転出の手続きは郵送でできますが、転出取り消し等の手続きは郵送ではできません。市役所または新居支所までお越しいただくこととなります。

郵便での転出手続きについて(マイナンバーカード・住基カードをお持ちでない場合)

1 転出手続き(郵送)

①申請書「転出証明書交付申請書」に必要事項をボールペンで記入してください。

※記入漏れがある場合手続きできない場合があります。

外国籍の方や高齢の方などは代筆していただいても結構ですが、申請者の署名欄だけは必ず本人に署名してもらってください。

②本人確認書類(運転免許証など)のコピーをとってください。

③返信用の封筒を用意してください。(封筒のサイズにあった切手を貼付し、宛名を記入してください。)返信用封筒が入っていない場合、封筒に切手が貼っていない場合は転出証明書を郵送できません。封筒と切手を追加で送付していただくこととなりますので必ずお忘れのないように同封してください。

転出証明書の送付先は①の申請書に記載した、**異動者本人の新しい住所**に限ります。代理人の方の住所や勤務先など他の住所に送ることはできません。

①②③を同封し、湖西市役所市民課に郵送してください。

2 処理完了の連絡

転出の処理が完了したら、申請書に記載されていた新しい住所宛てに転出証明書を郵送します。送付には申請の際に同封していただいた封筒を使用します。郵便局から保管期間経過など、何らかの原因で転出証明書が戻ってきてしまった場合には、再度返信用封筒を作成し送付していただくこととなります。确实にお受け取りください。

3 転入手続き(新住所地)

転出年月日から14日以内に新しい住所地の市区町村窓口に転入手続きに行ってください。転入の手続きには必ず転出証明書が必要です。

※お願い 郵送の場合は、配達の日数と役所の処理日数が必要です。日数に余裕を持って申請してください。

マイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの方は、別紙「転出される方へ」を必ずご覧下さい。

湖西市役所 市民課 TEL 053-576-4531

〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地

問い合わせ日時 月曜～金曜(土曜・日曜・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

転出される方へ〈郵便請求〉

(マイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの方へ)

マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを所有されている方、もしくは同一世帯内で同時に転出される方の中で1人でも所有されている場合には、転入・転出の手続きが下記のようになりますのでご注意ください。

1. 転入届の特例

- ① 法定の期間内(転出をした日の翌日から起算して14日以内)に転出届をする際は、転入届の特例が適用されます。
転入手続きには、マイナンバーカード又は住民基本台帳カードを使用するため、(4桁の暗証番号が必要です) **転出証明書は交付されません。**
転入届をする際にマイナンバーカード又は住民基本台帳カードを必ずご持参ください。



郵便による転出届の処理が完了したことを電話にてご連絡いたしますので、返信用封筒の同封は不要です。

- ② 法定の期間を超えて転出届をする場合は、所有しているマイナンバーカード又は住基カードは失効します。



転出証明書に準ずる証明書を交付します。返信用封筒を同封ください。
マイナンバーカード又は住民基本台帳カードは、転入先の窓口へ返納してください。

2. カードの継続利用ができます。

転入先の市町村でも継続してマイナンバーカード又は住民基本台帳カードを利用することができます。
ただし、カードの継続利用手続きが必要になりますので、転入先で転入届と同時に継続利用の手続きをするようにしてください。

※カードを所有している人が、転入手続きに行かれない場合は、同一世帯員の方が代理で手続きが可能です。
この場合、カードの暗証番号を事前に確認しておいてください。

※異動日から14日以内に転入手続きをしないと、カードは失効し、継続利用の手続きはできなくなります。
期限内に転入の手続きを行ってください。